



【第 76 回】2014 年 8 月 20 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

原点に返り消費税率引き上げ意義を考える

家計ごとに社会保障の受益と負担を試算すると……

消費税率 8%への引き上げについて、当面の経済への影響が、あらかじめ想定されていた範囲内のものかどうか大きな話題となっている。筆者は、増税を行ったのだから、短期的には多少の経済への悪影響は避けられず、それはやむをえないと考える。重要なことは、その先にある経済・社会の姿を、社会保障・税一体改革の原点にさかのぼって考えるてみることだ。その思いから、家計ごとの受益と負担の関係を試算してみた。

消費税率引き上げと経済状況

14 年 4 月から消費税率が 8%へ引き上げられ、来年 10 月には 10%への引き上げが法律で決まっている。8%への引き上げの経済に与える影響について、4~6 月のGDP速報値が年率 6.8%の大幅なマイナスとなり、「想定内」かどうか見解が相拮抗してきた。

筆者は、消費税増税が行われ、平年ベースで 8 兆円以上の購買力が国民から国に移転された(もつとも、公共事業などで 5 兆円分を返すことになっているのだが、資材や人手の不足により進捗していない)わけだから、短期的に経済にマイナスの影響が及ぶことは避けられないと考えている。

今後は消費税率 10%への引き上げの最終決断が年末までにも行われるが、問題は、本当に景気の腰折れをもたらすような状況になるかどうか、経済のデフレからの脱却が本物かどうか、ということであろう。

この点について、欧州諸国では、それほど経済状況がよくななくても、継続的に消費税を引き上げて税収を確保し財政再建を優先させてきたが、そのために経済が落ち込むという現象は見られなかった。

たとえばドイツは2007年に16%から19%へ、英国は10年に15%から17.5%へ、さらに11年に20%へ消費税率を引き上げたが、今日まで経済は順調に成長し、税収も増加している。

わが国の前回(1997年)の消費税率引き上げ(3%から5%へ)後の経済の落ち込みは、直後に生じた国内とアジアの金融危機の影響が大きく、今回そのようなことがない限り、回復基調に戻ってくると思われる。

■ 消費税増税分の国と個人のやり取り

そこで、経済への影響ばかりが注目を集める消費税率の引き上げであるが、社会保障・税一体改革の原点に立ち返って、「消費税率の引き上げ分は、全額社会保障に充てられる」、つまり全額国民に還元されるということの意義を、可能な限りの手法で試算してみた。

国と個人との関係でいえば、国は増税という形で個人の購買力を吸い上げるが、その分は社会保障の充実・安定化という形で個人に還元されるわけで、その間のやり取りを見てみたいということである。

具体的な数値で考えてみよう。社会保障・税一体改革のフレームは、図表1のとおりである。

◆【図表1】社会保障・税一体改革のフレーム

消費税率5%の引上げ	14.0兆円	消費税率5%
社会保障の充実	2.8兆円	消費税率1%分
子ども・子育ての充実	0.7兆円	
医療・介護の充実	1.5兆円	
年金	0.6兆円	
社会保障の安定	11.2兆円	消費税率4%分
年金国庫負担引上げ	3.2兆円	
後代負担の軽減	7.3兆円	
その他(公経済負担分)	0.8兆円	

つまり、消費税率が合計で5%引き上げられ14兆円の増収(国・地方)となるが、その分は全額社会保障の充実・安定化の財源として国民に還元されることになる(数字は国・地方合計、2015年度ベース)。

14兆円の内訳は、大きく社会保障の充実分(以下、充実分)と社会保障の安定化分(以下、安定化分)に分かれる、充実分は2.8兆円で、その内訳は、子ども・子育ての充実で0.7兆円、医療・介護の充実で1.5兆円、年金で0.6兆円である。

一方、安定化分は、これまで赤字国債でファイナンスされていた部分が税財源に振り替わる分で、11.2兆円がそれに当たる。内訳としては、基礎年金の国庫負担(税金による負担)割合を、3分の1から2分の1に引き上げるための3.2兆円、後代への負担のつけ回しの軽減として7.3兆円などが計上されている。

安定化分は、赤字国債から税財源に振り替わるだけなので、直接国民の受益にはならないという見解がある。

しかし、安定化分というのは、赤字国債の後世代の償還(負担)を先送りすることなく現役世代が負担したと考えた分であり、後世代の負担を軽減する分である。これは、世代間の不公平の解消に役立ち、「安心効果」による経済への

好影響も考えられるので、これを含めて受益と考えることは決しておかしいことではない。

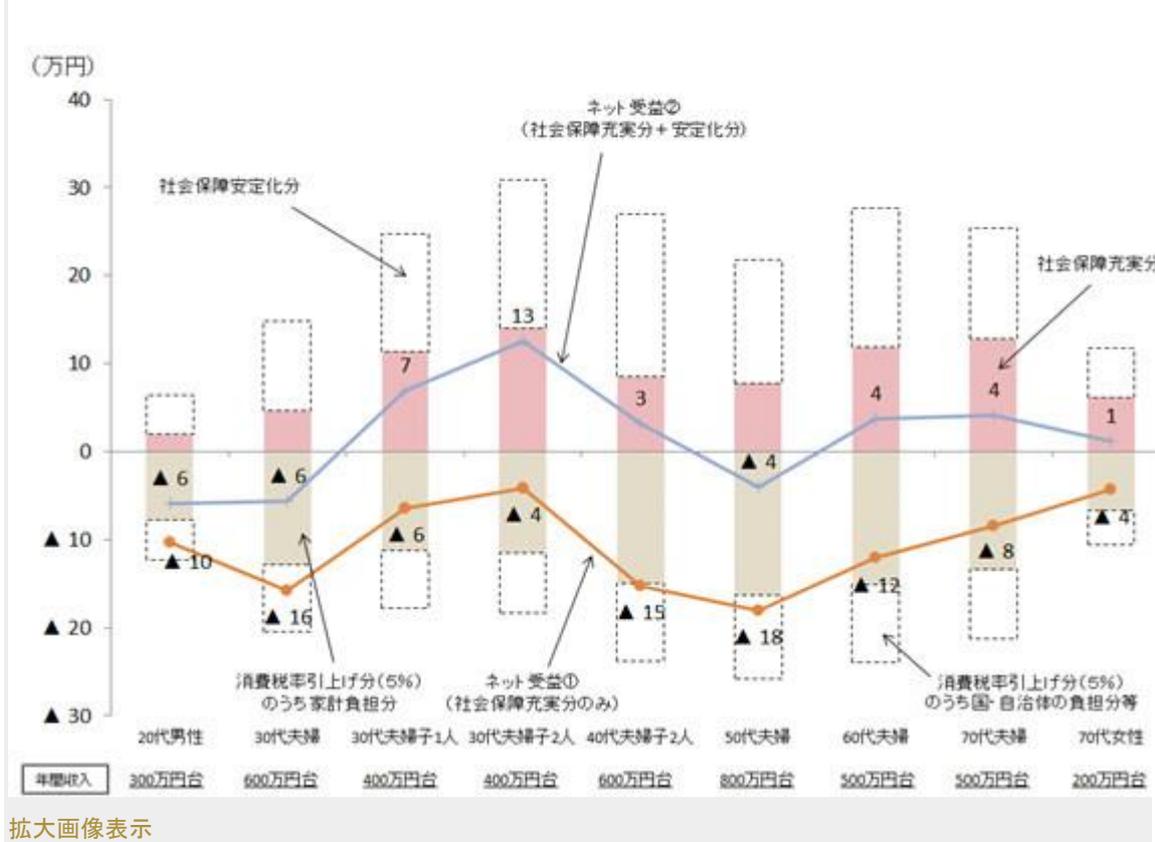
また、年金国庫負担の引き上げのための財源となる部分(3.2兆円)は、すでに国民に還元されている受益である。

■ 受益と負担を家計ごとに割り振ってみると……

そこで、今回の増税による増収分とそれを財源とした社会保障の増加分を、ミクロ的に家計に割り振って大雑把な試算を試してみた。

まず内閣官房のホームページにある「世帯類型別の受益と負担について」(最終ページの注参照)が、世代や世帯類型ごとの負担と受益が計算されていて分かりやすいので、これをベースにして、消費税5%の引き上げの負担増を世帯ごとに割り振り、さらに受益として、上述した一体改革の社会保障の充実分と安定化分を、それぞれ具体的内容に応じて割り振って計算した。それが図表2である。なお、国庫負担引き上げ分は、すでに国民に還元されており充実分に入れた。

◆【図表2】世帯類型別受益と負担額（消費税率10%への引き上げ分）



この表からわかることは、以下の点である。

図表2の茶色い線（「ネット受益①」）は、社会保障充実分だけについて、負担増と受益の差額を比べたものである。これを見ると、多くの世帯でマイナスとなっているが、30代の子育て世帯のマイナスは小さい。

図表2の青い線（「ネット受益②」）は、社会保障充実分に社会保障安定化分を加えてネット受益を計算したものである。これを見ると、以下の点に分かる。

20代単身男性や30代夫婦、50代夫婦世帯は、今回の一体改革のネットの受益はマイナスである。子どものいない家庭は受益が少なく、比較的高所得世帯は負担が大きいということであろう。

一方、それ以外の世帯ではネットの受益がプラスになる。とりわけ、30代の子持ち世帯の受益が大きい。また、高齢世帯の受益は、予想外？に小さい。

受益の額が、高齢者と単身世帯に相対的に少なく、勤労者に多いこと、とりわけ子どもを持つ世帯に多いことが見て取れる。

社会保障・税一体改革の趣旨は、社会保障の受益を高齢世帯から若年子育て世帯にシフトさせることである、そのような意図が見て取れるのである。

景気動向に一喜一憂するだけでなく、このような社会保障・税一体改革の意義を改めて考えてみる必要があるのではないか。

もっとも、以上の試算は、社会保障・税一体改革関連の歳入・歳出「予算」だけを抜き出したものである。現実には、消費税率の8%への引き上げに際して公共事業が追加されたり、その他の予算が増加したりということが行われている。このような試算が絵に描いた餅におわることはないようにするためには、お金の使われ方全体もきちんと監視していく必要がある。

(注)

◎内閣府「世帯類型別の受益と負担について」は、[ここをクリック](#)。

◎計算の方法は、今回の消費税率10%への引き上げ分が使われる社会保障の充実・安定化の規模を内閣府の試算時(平成21年)まで消費税率1%分の税込で割戻し、これに基づいて計算した各世帯の受益額と、平成21年度「全国消費実態調査」により計算した各世帯の消費税負担額を比較している。

◎具体的には、

・社会保障充実分については、平成22年度厚生労働白書にある「ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」の医療、介護、年金、少子化対策の年齢毎の受益額で、充実分の規模(1.5兆円+0.6兆円+0.7兆円の割戻し額)を按分。その後、年齢別の人口で割り算をし、年齢別の1人当たり受益額を試算。年金国庫負担2分の1への引き上げについては、年齢毎の将来受け取る年金額(割引現在価値)で、3.2兆円の割戻し額を按分。

・社会保障安定化分については、将来受ける医療、介護、年金、少子化対策の年齢毎の受益額(割引現在価値)で、安定化分の規模(7.3兆円+0.8兆円の割戻し額)を按分。

・社会保障充実分・安定化分の1人あたり受益額を、各世帯(9世帯)にそれぞれ割り振って受益額を計算。なお、住民税非課税世帯へ1人につき1万円、老齢基礎年金受給者等へは5000円を上乗せして給付するという簡素な給付措置が実施されているが、これについては計算に入っていない。

・消費税負担額については、平成21年度「全国消費実態調査」により各世帯の課税支出に5%の税率を掛け合わせて算出した額を負担額としている。なお、国や自治体が負担する消費税額については、家計が負担する消費税額の1.3倍程度(経済財政諮問会議参考資料(平成25年10月1日)において、消費税率3%引き上げによる家計の負担増が6.3兆円、国や自治体の負担分を含めると8兆円程度とされているため、 $(8-6.3)/6.3=1.3$ 倍程度と試算。)とし、各世帯の消費税負担額で負担を按分している。